

神戸学院法学

第9巻 第2・3号

論 説

無過失損害賠償責任原因論(七)

——ローマ法における *Culpa levisima* の比較法学的研究(七)——

石 本 雅 男(一)

戦後のわが国における近代刑法史研究(二)

内 田 博 文(三)

承認に関する諸問題

——離婚請求棄却事由の一つとして——村 井 衡 平(二五)

資 料

カナダの離婚法

——一九六八年七月二日施行——村 井 衡 平(一七)

1978年10月

神戸学院大学法学会